



スマホお助け窓口を開設します

問 住民課 住民係
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)



スマートフォンに関する困った、分からないを解決するため、個別対応で**予約不要・相談無料**のお助け窓口を開設しています。ささいなお困りごとでもご相談ください。スマートフォンを持っていない人には、窓口で使える端末をご用意しています。

最近のお困りごと解決例

- ふくおか健康ポイントアプリなどの歩数反映の設定方法
- LINE(ライン)の写真や動画の保存、アルバム作成方法
- 各種アプリの使い方、Wi-Fiの設定方法 など
- ▶ **開設日** 10月16日(木)、23日(木)、30日(木)、11月6日(木)、13日(木)
- ▶ **開設時間** 9時～12時、13時～16時
- ▶ **場所** 役場1階 ロビー特設カウンター
- ▶ **相談内容** スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法など
- ▶ **注意事項**
 - 端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。
 - 端末設定は対応時間に限りがあります。
 - ご案内までに待ち時間が発生することがありますので、あらかじめご了承ください。



緊急エリアメールによる緊急速報の誤発報の対応について

問 総務課 庶務係
☎ 932-1152(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線315)



この度、当町において緊急エリアメールにより、緊急性を要しない内容のメッセージを誤発報する事案が発生しました。多大なご迷惑と混乱をおかけしたことに對しまして、心よりおわび申し上げます。

今後、このような事案が発生しないよう体制の見直しを行い、再発防止に努めてまいります。

事案が発生した経緯は以下の通りです。

▶ 発生事案

9月4日(木)18時15分ごろ、須恵町全域および近隣地域に滞在していた皆さんに対し、緊急性を要しない内容の緊急エリアメールを誤って配信してしまいました。防災行政無線の放送だけでなく、緊急エリアメールが届いたことにより、当町として本案件の発生を把握しました。

▶ 事故の原因

防災行政無線で放送する際に、緊急エリアメールと連動した設定となっており、設定内容の確認を怠った人為的なミスが原因です。

▶ 発生後の対応

9月4日(木)19時5分ごろ、須恵町ホームページおよび須恵町公式LINEにて、誤発報であったことを公開し、電話でのお問い合わせに対する対応を行いました。

▶ 再発防止策

今回の事故を受け、早急に二重チェックができるようシステムの基本設定を変更、誤操作のリスクを排除するため、全操作手順を明確化し、操作マニュアルの抜本的な見直しを行いました。また、複数人による送信前の確認体制を義務化し、職員一人一人の危機管理意識を高めるための指導を徹底します。



西鉄バス空港循環線(佐谷～新生区間)が廃止されます

問 まちづくり課 コミュニティ係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342)

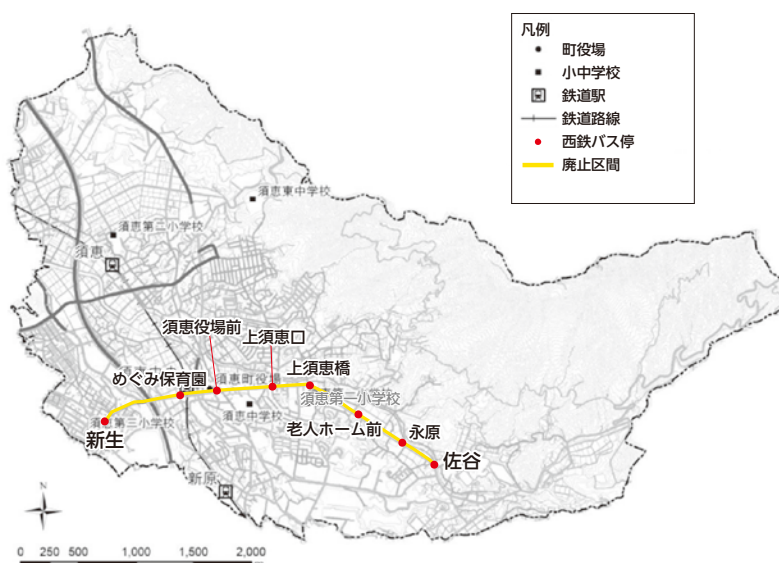


西鉄バス空港循環線の佐谷～新生区間廃止の申し入れにより、町は西日本鉄道株式会社と協議を重ねました。その結果、バスの利用者の減少や慢性的な運転手不足のため、西鉄バス空港循環線(佐谷～新生区間)は令和7年度末で廃止されることになりました。令和8年4月から須恵町コミュニティバスで代替が行えるように進めているところです。

なお、代替の運行ルートやダイヤなどの詳細は、広報すえ令和8年3月号でお知らせします。

▶ **路線名**
空港循環線
(5番系統:バス停 佐谷～新生区間)

▶ **運行最終日**
令和8年3月31日(火)
※最終便まで運行



凡例
● 町役場
● 小中学校
■ 鉄道駅
— 鉄道路線
● 西鉄バス停
— 廃止区間

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m

廃止される空港循環線の区間



令和7年度定額減税調整給付金(不足額給付)について 対象の人は手続きをお忘れなく

問 税務課 賦課係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線131・134・135)



令和6年分所得税額などが確定したことにより、本来給付すべき額と令和6年度調整給付金に差額がある支給対象者などへ、不足額給付金として支給します。

なお、**支給対象となる人には書類(お知らせ・確認書・申請書のいずれか)を8月22日(金)から順次送付**しています。書類を受け取った人は、各書類で案内している方法で、**10月31日(金)まで**に手続きを行ってください。

※案内がない場合でも「支給対象者」に該当する人は、**役場1階 税務課までご連絡**ください。

▶ **支給対象者**
支給対象者は、令和7年1月1日時点で須恵町に住民票がある人で、次のいずれかの不足額に該当する人です。

- 不足額給付1
定額減税しきれず不足額が生じた人
- 不足額給付2
定額減税や低所得世帯向け給付などのいずれも対象とならなかった人

▶ **申請期限** 10月31日(金)まで

▶ **定額減税調整給付金についてのお問い合わせ**
須恵町定額減税補足給付金コールセンター
(9時～17時、土日祝日を除く)
☎ 405-0530

支給対象や申請方法など、詳細は須恵町ホームページをご確認ください。



秋の防火週間が始まります

問 総務課 消防安全係
☎ 932-1152(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線321)



糟屋地区の消防団による秋の防火週間が始まります。また、防火週間中の11月9日(日)は、須恵町消防団による模擬火災訓練が行われます。朝10時ごろにサイレンがなりますが、火災ではありませんのでご注意ください。

また、このサイレンは実際の火災時と同じ音を鳴らし、緊急時にきちんとサイレンが鳴るかを点検するとともに、防火意識を高める目的もあります。町民の皆さんの安全を守るためのサイレンですので、ご理解をお願いします。

▶ **期間** 11月9日(日)～15日(土)



役場からの インフォメーション



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139)



10月31日(金)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とししますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ 対象の税目	町県民税	3期
	国民健康保険税	5期



ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ **相談日**

令和7年	令和8年
11月19日(水)	1月21日(水)

▶ **会場** 須恵町役場

▶ **時間** 9時～19時(お1人1回につき1時間)

▶ **ご用意いただくもの**

- 収入が分かるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ **予約方法**
事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)